

川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市環境保全型農業推進事業等補助金については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）並びに環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長）、（以下「国実施要領」という。）、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知）及び神奈川県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、環境に配慮した持続的な農業生産体系への転換を図るため、農業経営者等の環境負荷を軽減しようとする環境保全型農業への取組を支援することにより、農業経営の安定及び都市における環境保全型農業の推進を図ることを目的とする。

(補助事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を補助金の交付の対象事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 川崎市環境保全型農業推進事業（以下「推進事業」という。）
- (2) 川崎市環境保全型農業直接支払事業（以下「直接支払事業」という。）

(補助事業者及び補助金の額)

第4条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）の要件、補助金の額については、別表1に定めるところとする。

2 前項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は補助事業者としないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。

(補助金の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする農業者団体等(以下「申請者」という。)は、市長に対し、別表2に定める書類を添付して、市長が定める期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が条例第8条の排除対象でないことが明らかである場合には、誓約書兼同意書(第2号様式の2)の添付を省略させることができる。

(交付の決定及び通知)

- 第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、推進事業においては川崎市環境保全型農業推進事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、直接支払事業においては川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 申請者は、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に申請を取下げることができるものとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の概算払)

- 第8条 市長は、相当の理由があると認める場合、補助事業者の申出により、概算払とすることができる。
- 2 前項の申出は、概算払申請書(第5号様式)により行うものとする。

(事業計画の変更)

- 第9条 補助事業者が、事業計画を変更しようとするときは、推進事業においては、川崎市環境保全型農業推進事業補助金変更交付申請書(第6号様式)により、直接支払事業においては、川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金変更交付申請書(第7号様式)により、必要書類を添付して速やかに市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りではない。

(市内中小企業者への優先発注)

第10条 補助事業者は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、推進事業においては完了後速やかに、直接支払事業においては取組終了後1か月若しくは当該年度の2月末のいずれか早い期日までに、実績報告書に別表2に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 発注実績報告書(第9号様式)については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、前条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 市内中小企業者であることの誓約書(第10号様式)については、市内中小企業者から見積書を徴収する場合に提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札の参加資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第11号様式)については、前条のただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を聴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適切であると認めるときは補助金の額を確定し、その旨を推進事業においては川崎市環境保全型農業推進事業補助金額確定通知書(第13号様式)により、直接支払事業においては川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金額確定通知書(第14号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の確定通知を受けた後、速やかに市長に補助金の適切な請求書を提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第4条第2項に定める内容に該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が当該補助金の交付要件を満たさないことが判明したとき。
- (4) 第10条及び第11条の規定に違反したとき。
- (5) その他補助金の使用が不相当と認めたとき。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類を、交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して推進事業は5年間、直接支払事業は10年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第16条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者から意見を聴取することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済労働局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成17年5月12日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成18年12月27日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成23年6月23日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成29年12月7日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和7年11月21日から施行する。

別表 1

補助事業	補助事業者の要件	補助金の額																								
1 推進事業	市内の農業者で組織された団体	環境保全型農業の実証・実践を目的とした栽培技術の導入のための資材等の購入単価（消費税相当額を除く）に補助率（1／3を上限とする）を乗じたもの（千円未満の端数があるときは切り捨てる）に購入数量を乗じた額（ただし予算の範囲内による）																								
2 直接支払事業	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項柱書の農業者団体等で、国実施要領第1及び第2に定めるところによるもの	交付単価にそれぞれ該当する対象取組の実施面積（a 未満を切り捨てた面積）を乗じて得た額の合計額（ただし予算の範囲内による）																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">対象取組</th> <th style="width: 35%;">10a 当たりの交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">有機農業</td> <td style="text-align: center;">そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物を作付けした場合</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外を作付けした場合</td> <td style="text-align: right;">14,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5割低減＋堆肥の施用</td> <td style="text-align: right;">3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5割低減＋緑肥の施用</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5割低減＋炭の投入</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5割低減＋総合防除 (下記以外のもの)</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5割低減＋総合防除 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			対象取組	10a 当たりの交付単価	有機農業	そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物を作付けした場合	3,000円	上記以外を作付けした場合	14,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算)		5割低減＋堆肥の施用	3,600円		5割低減＋緑肥の施用	5,000円		5割低減＋炭の投入	5,000円		5割低減＋総合防除 (下記以外のもの)	4,000円		5割低減＋総合防除 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)	2,000円
			対象取組	10a 当たりの交付単価																						
		有機農業	そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物を作付けした場合	3,000円																						
			上記以外を作付けした場合	14,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算)																						
			5割低減＋堆肥の施用	3,600円																						
			5割低減＋緑肥の施用	5,000円																						
			5割低減＋炭の投入	5,000円																						
	5割低減＋総合防除 (下記以外のもの)	4,000円																								
	5割低減＋総合防除 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)	2,000円																								
有機農業	そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物を作付けした場合	3,000円																								
	上記以外を作付けした場合	14,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算)																								
	5割低減＋堆肥の施用	3,600円																								
	5割低減＋緑肥の施用	5,000円																								
	5割低減＋炭の投入	5,000円																								
	5割低減＋総合防除 (下記以外のもの)	4,000円																								
	5割低減＋総合防除 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)	2,000円																								

別表 2

補助事業	提出書類	添付書類	提出期限
1 推進事業	川崎市環境保全型農業推進事業補助金交付申請書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書 ・誓約書兼同意書 (第2号様式の2) ・その他必要な書類 	7月末日まで
	川崎市環境保全型農業推進事業補助金変更交付申請書 (第6号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の内容が分かる書類 	速やかに提出
	川崎市環境保全型農業推進事業実績報告書(第8号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・領収書の写し ・発注実績報告書 (第9号様式) ・入札 (見積り) 結果の分かる書類の写し ・市内中小企業者であることの誓約書 (第10号様式) ・入札 (見積り) が行えないことに係る理由書 (第11号様式) ・その他必要な書類 	事業完了後速やかに提出
2 直接支払事業	川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金交付申請書 (第2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・事業取組ほ場の面積が確認できる書類 ・構成員別取組面積一覧 (別紙1) ・補助金の振込口座の通帳の写し (口座番号、口座名義が分かる箇所) ・誓約書兼同意書 (第2号様式の2) ・その他市長が必要と認める書類 	市長の定める日まで
	川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金変更交付申請書 (第7号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の内容が分かる書類 (別紙2) 	速やかに提出

	<p>川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金実績報告書（第12号様式）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産記録 ・ 推進活動の実施内容が分かる書類 ・ 主作物についての出荷・販売伝票等 ・ GAP 理解度・実施内容確認書 ・ 発注実績報告書（第9号様式） ・ 入札（見積り）結果の分かる書類の写し ・ 市内中小企業者であることの誓約書（第10号様式） ・ 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第11号様式） ・ その他市長が必要と認める書類 ■ 有機農業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材証明書等の写し ・ 土壌診断結果書類（炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合） ■ 堆肥の施用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 堆肥の購入伝票等の写し ・ 堆肥の成分証明書等の写し ・ 土壌診断結果書類 ■ 緑肥の施用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 種子の購入伝票等の写し ・ 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し ■ 炭の投入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 炭の購入伝票等の写し（購入炭の場合） ・ 販売元の示す炭化方法が確認できる書類（自家製炭の場合） ■ 総合防除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の I P M 実践指標の実施項目の実施状況が確認できる書類 	<p>取組終了後 1 か月若しくは当該年度の2月末のいずれか早い期日までに</p>
--	---	--	---

		・交信かく乱剤、天敵温存植物または天敵等生物農薬の購入伝票等の写し	
--	--	-----------------------------------	--

(第1号様式)

川崎市環境保全型農業推進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住 所

団 体 名

ふりがな

代表者名

川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 収支予算書
- 2 その他必要な書類

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住 所
団 体 名
ふ り が な
代 表 者 名

川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金交付申請書

年度において、川崎市環境保全型農業推進事業等交付要綱により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 事業の目的

2 補助金交付申請額 円

3 事業の内容

対象取組		実施面積	補助申請額
有機農業	そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物	a	円
	上記以外	a	円
5割低減＋堆肥の施用		a	円
5割低減＋緑肥の施用		a	円
5割低減＋炭の投入		a	円
5割低減＋総合防除（有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう）		a	円
その他（ ）		a	円
合 計		a	円

(注)実施面積は、対象取組別に構成員の取組面積を合計して、a未満を切り捨てた値を記載すること。補助申請額は、取組ごとのa当り交付単価を乗じた額を記載すること。

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 事業取組ほ場の面積が確認できる書類
- (3) 構成員別取組面積一覧（別紙1）
- (4) 補助金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(第2号様式の2)

誓約書兼同意書

川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱により、補助金を申請するにあたり、川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報（住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条例第8条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の該当を照会することに同意いたします。

年 月 日

申請者住所.....

ふりがな
氏名.....
〔法人・団体等の場合は、名称、役職及び代表者の氏名〕

生年月日年.....月.....日

役員等氏名一覧表（※法人・団体等の場合、以下も記入してください。）

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	性別 (任意)	住所
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		

(第3号様式)

川崎市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者名 様

川崎市環境保全型農業推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度川崎市環境保全型農業推進事業補助金については、川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第6条の規定に基づき次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 交付金額 円
- 2 交付条件
 - (1) 川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱の定めに従うこと。
 - (2) 申請にあった事業目的以外に支出しないこと。
- 3 この補助金に係る提出書類の原本などの証拠書類は、交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(第4号様式)

川崎市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者名 様

川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金については、川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 交付金額 円
- 2 交付条件
 - (1) 川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱の定めに従うこと。
 - (2) 申請にあった事業目的以外に支出しないこと。
 - (3) 補助金の交付に係る一切の事柄について、市、県及び国の監査があった場合、別途指示に従うこと。
- 3 この補助金に係る提出書類の原本などの証拠書類は、交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

(第5号様式)

概算払申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住 所
団 体 名
代表者名

川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり概算払による補助金の交付を要望します。

- 1 要望理由
- 2 補助金の交付決定額
- 3 概算払を要望する補助金の額
- 4 概算払の積算内訳

(第6号様式)

川崎市環境保全型農業推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付け 第 号において補助金交付決定通知があった、年度川崎市環境保全型農業推進事業補助金について、次のとおり変更したいので、川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第9条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

(第7号様式)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(申請者) 住 所
団 体 名
代表者名

川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号において補助金交付決定通知があった、年度川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金について、次のとおり変更したいので、川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第9条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙2のとおり

(第8号様式)

川崎市環境保全型農業推進事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付けで交付決定通知を受けた 年度川崎市環境保全型農業推進事業について、事業が完了したので川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第11条の規定に基づき関係書類を添えて報告いたします。

添付書類

- 1 収支決算書
- 2 領収書の写し
- 3 発注実績報告書 (第9号様式)
- 4 入札 (見積り) 結果の分かる書類の写し
- 5 市内中小企業者であることの誓約書 (第10号様式)
- 6 入札 (見積り) が行えないことに係る理由書 (第11号様式)
- 7 その他必要な書類

(第9号様式)

発注実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付け川崎市指令 第 号において補助金交付決定通知のあった補助事業について、川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業名

2 発注実績

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内 中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載すること。

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

(第10号様式)

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(宛先) 補助事業者名

補助事業者の代表者名

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

資本金の額

円

職員総数

人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)

(第11号様式)

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2 発注先

3 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

4 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

(1) 市内中小企業者で取扱いがない。
(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない。
(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない。
(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある。
(5) 工事を発注する場合で、発注する使用に定める施行中や施工後の補償内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの。
(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択すること。

(6)の理由を選択した場合、その事由内容

--

川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第10条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された補助金の全部または一部を返還いたします。

住 所
団 体 名
代表者名

(第12号様式)

川崎市環境保全型農業直接支払事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け川崎市指令 第 号において補助金交付決定通知のあった、 年度川崎市環境保全型農業直接支払事業について、次のとおり実施したので、川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第11条の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

1 事業の目的

2 事業の内容

対象取組		実施面積	補助申請額
有機農業	そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物	a	円
	上記以外	a	円
5割低減+堆肥の施用		a	円
5割低減+緑肥の施用		a	円
5割低減+炭の投入		a	円
5割低減+総合防除（有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう）		a	円
その他（ ）		a	円
合 計		a	円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 環境保全型農業直接支払事業補助金の支出内容

区 分	収 入	支 出	内 容
環境保全型農業直接 支払事業補助金	円	円	
構成員へ配分			
推進活動に係る経費			
組織の事務運営に係 る経費等			
合 計			

5 添付書類

- (1) 生産記録等
- (2) 国実施要領第3の事業要件を満たすことを証する書類
- (3) 主作物についての出荷・販売伝票等
- (4) 環境負荷低減のチェックシート
※ただし、GAP認証等を取得している場合は、当該事項を証明する書類を提出することにより、添付を省略できる。
- (5) 発注実績報告書（第9号様式）
- (6) 入札（見積り）結果の分かる書類の写し
- (7) 市内中小企業者であることの誓約書（第10号様式）
- (8) 入札（見積り）が行えないことに関する理由書（第11号様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(第13号様式)

川経農技第 号

住 所
団 体 名
代表者名 様

川崎市環境保全型農業推進事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度川崎市環境保全型農業推進事業補助金については、川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定通知番号 川崎市指令 第 号
- 3 補助交付決定額 円
- 4 補助交付確定額 円
- 5 この補助金に係る提出書類の原本などの証拠書類は、交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(第14号様式)

川経農技第 号

住 所
団 体 名
代表者名 様

川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度川崎市環境保全型農業直接支払事業補助金については、川崎市環境保全型農業推進事業等補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定通知番号 川崎市指令 第 号
- 3 補助対象となる面積 a
- 4 補助交付決定額 円
- 5 補助交付確定額 円
- 6 この補助金に係る提出書類の原本などの証拠書類は、交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

(別紙2)

変更の内容

1 事業の目的

2 補助金交付申請額

円

3 事業の内容

対象取組		実施面積	補助申請額
有機農業	そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物	a	円
	上記以外	a	円
5 割低減＋堆肥の施用		a	円
5 割低減＋緑肥の施用		a	円
5 割低減＋炭の投入		a	円
5 割低減＋総合防除（有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう）		a	円
その他（ ）		a	円
合 計		a	円

(注)実施面積は、対象取組別に構成員の取組面積を合計して、a 未満を切り捨てた値を記載すること。補助申請額は、取組ごとの a 当り交付単価を乗じた額を記載すること。

4 事業完了予定年月日

年

月

日

5 添付書類（中止又は廃止の場合、添付書類は不要とする）

(1) 位置図

(2) 事業取組ほ場の面積が確認できる書類

(3) 構成員別取組面積一覧（別紙1）

(4) 補助金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）

(5) その他市長が必要と認める書類